

参考2



事務連絡

平成27年11月12日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者 様

前橋市福祉部介護高齢課長
指導監査室長

介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料等について

日頃より、本市介護保険の円滑な運営にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料等について、下記記載の事項にご留意のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 介護保険給付の対象とならないサービスに係る利用料等について
 - (1) 指定（介護予防）福祉用具で貸与する用具と同機種の用具を介護保険外の自費レンタルで貸与する場合において、点検等のサービス内容に相違がなく、同一である場合は、当該用具の貸与料金の全額を利用者から受領すること。（一つの用具に二つの価格は設けないこと。）
 - (2) 利用者に当該事業が指定（介護予防）福祉用具貸与とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、同意を得ること。
 - (3) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定（介護予防）福祉用具貸与の運営規程とは別に定められていること。
 - (4) 会計が指定（介護予防）福祉用具貸与の事業と区分されていること。

担当

介護高齢課計画指導係

電話 027-898-6132（直通）

指導監査室指導監査担当

電話 027-260-1133（直通）



前橋市地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
福祉用具貸与事業所

管理者各位

前 介

平成29年 3月15日

前橋市介護保険室長

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いの再確認について（事務連絡）

平素より、本市の介護保険事業の運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、保険給付の対象とする福祉用具の判断について、公益財団法人日本テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システム（TAIS）における貸与マークの表示の有無に準拠して判断を行っているところですが、踏み台付き手すりの取扱いについて特に問い合わせを多くいただくことから、取扱いに変更はありませんが、再度周知徹底するために下記のとおりご連絡いたします。

記

手すりに踏み台が一体となって付属している商品（セット品）は、保険給付の対象外とする。

（理由）国の解釈通知内の「複合的機能を有する福祉用具の取扱い」（平成12年1月31日老企第34号）において、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしているため。

踏み台は福祉用具貸与の種目に該当しない機能であるため、踏み台の部分を含めての保険請求はできません。

（商品例）○矢崎化工 あがりかまち用たちあっぷ ステップ台付

両手すり CKE-01 片手すり CKE-02

○タマツ ステップバー框03

○モルテン ルーツ あがりかまちタイプ 高さH型ステップ台付き

両手すり MNTPKH2SBR 片手すり MNTPKH1SBR

※ 踏み台部分については、自費やサービスにしている場合であっても、踏み台付きの品番で請求している場合には、踏み台を含めての請求とみなします。

なお、踏み台なしの手すりを介護保険を利用して貸与し、その手すりにオプション（介護保険外の自費）として取り外し可能な踏み台を取り付けることについては、利用者の選択の範囲内であると考えます。

問い合わせ先

前橋市 介護保険室 給付適正化係 担当：久保田・林
直通：027-898-6157 FAX：027-243-4027

この事務連絡は、前橋市所在の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所および平成29年2月審査分において請求実績のある群馬県内の福祉用具貸与事業所宛に送付しています。



前 介
令和元年12月2日

居宅介護支援事業所 管理者 様
福祉用具貸与事業所 管理者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

福祉用具貸与における「認知症老人徘徊感知機器」の
取扱いの再確認について（事務連絡）

平素より、介護保険の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、本市の介護給付適正化事業の一環として、「重度寝たきり状態（認定調査票の結果から寝返り、起き上がり、立ち上がり、両足立位、歩行のすべてが「できない」状態）の被保険者へ徘徊感知機器が貸与されている」請求について調査を実施しました。この調査の中で、「認知症老人徘徊感知機器」が保険給付の定義から外れた使い方で貸与され、保険請求されている事例がありました。つきましては、「認知症老人徘徊感知機器」について、今までとの取扱いから変更はありませんが、再度周知徹底するために下記のとおりご連絡いたします。（福祉部 介護保険課 給付適正化係）

記

1 「認知症老人徘徊感知機器」の定義

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

2 定義から外れた使い方の例

- ・ベッドから落ちてしまうことがあり、転落防止のために使用している
- ・就寝時、下半身を動かしベッドからずり落ちてしまう事があり、転落予防のため使用している。

3 留意事項

「認知症老人徘徊感知機器」は、「徘徊の防止」が目的であり、転落を防止するものではありません。「転落を感知し通報するため」の利用である場合には、保険請求はできません。その場合、自費で利用していただくか、施設入所者の場合は施設負担で用意していただくこととなります。ポイントは、利用者が自ら動き出して徘徊する可能性があるのかどうかということになります。徘徊感知機器をご利用の場合は、再度、保険給付の定義から外れた利用になっていないかご確認をお願いいたします。

4 問合せ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 介護保険課 給付適正化係（1階12番窓口）
TEL：027-898-6157（直通）
担当：船津・千葉